

特集《第31回知的財産権誌上研究発表会（テーマ：知財と、ワクワクする未来）》

特許法第2条第3項第1号の 定義の物理学的展開

—最高裁令和7年3月3日判決に則して—



会員 加藤 朝道

要 約

令和7年3月3日 最高裁第二小法廷で注目すべき2件の判決が出た。判決1は、特許第4734471号「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」に関し、判決2は、特許第6526304号「コメント配信システム」に関し、国外のサーバから国内のユーザにプログラムを送信して実行させる行為の、侵害成否が争われた事件であり、特許法第2条第3項第1号の規定に該当するか、及び属地主義との関係が基本争点をなす。同判決は、特許法第2条第3項第1号の規定の該当性を明確にし、属地主義の適用の限界を明らかにした点で、画期的な判決である。本稿は、両判決の概要を辿ると共にその射程範囲を特許法第2条第3項第1号の規定の物理学的観点から考察し、さらなる展開の可能性を探る。

【コメントフィードバックを希望する点】

1. 特許法第2条第3項第1号の規定の物理学的解釈についての意見

目次

判決1

特許法第2条第3項第1号等条文

特許法第101条条文

批評・展開

判決2

批評・展開

<判決1>

令和5年（受）第14号、第15号 特許権侵害差止等請求事件

令和7年3月3日 第二小法廷判決

特許第4734471号「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」（被上告人）

判決概要

主文：各上告を棄却（裁判官全員一致の意見）

請求項1、2、5、6：表示装置、請求項9、10：プログラム

ユーザは、前記のアクセスをすることにより、その使用している端末に本件各プログラムをインストールさせ、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置を我が国の領域内において生産している。そして、本件各プログラムは、当該装置の「生産にのみ用いる物」（特許法101条1号）に当たる。

本件配信は、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」に当たる。

電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領

域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、上記の提供が「電気通信回線を通じた提供」（特許法2条3項1号）に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。本件配信は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に当たる。

属地主義について

我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成12年（受）第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）、この第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

事実関係・判示事項（括弧内見出し語は加筆）

（プログラムの配信について）

上告人XXは、我が国に在住するユーザに向けて、インターネットを通じ、複数の動画共有サービス（「本件各サービスを提供している。

上告人らは、本件各サービスを提供するため、米国所在のサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末に対し、本件各プログラム発明の技術的範囲に属する各プログラム（「本件各プログラム」）を配信している（「本件配信」）。

本件配信は、ユーザが、我が国所在の端末を使用し、本件各サービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ（「本件各ページ」）にアクセスすると、本件各プログラムに係るファイルを米国所在のサーバから送信し、当該端末にダウンロードさせるものである。

このダウンロードがされると、当該端末に自動的に本件各プログラムがインストールされて実行可能となり、本件各サービスが本件各プログラムを利用することで、ユーザにおいて、当該端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲が調整されるなどした動画を視聴し得るようになる。

ユーザは、前記のアクセスをすることにより、その使用している端末に本件各プログラムをインストールさせ、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置を我が国の領域内において生産している。

そして、本件各プログラムは、当該装置の「生産にのみ用いる物」（特許法101条1号）に当たる。

（本件配信について）

本件配信は、本件各プログラムに係るファイルを我が国の領域外のサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、その行為の一部が我が国の領域外にあるといえる。しかし、これを全体としてみると、本件配信は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、本件各サービスは、本件配信により当該端末にインストールされた本件各プログラムを利用することにより、ユーザに、我が国所在の端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲の調整等がされた動画を視聴させるものである。

これらのことからすると、本件配信は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程として行われ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。

被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によりされるものである本件配信が、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」に当たる。

（本件配信の特許法101条1号該当性について）

また、本件各サービスは、本件配信及びそれに引き続く本件各プログラムのインストールによって、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置が我が国の領域内で生産され、当該装置が使用されるようにするものであるところ、本件配信は、我が国所在の端末において、本件各装置発明の効果を当然に奏させるようにするものといえ、

サーバの所在地や経済的な影響に係る事情も前記と同様である。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、前記装置の生産にのみ用いる物である本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供としての譲渡等をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に当たるといふべきである。

(まとめ)

原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、上告人らのその余の上告受理申立て理由は、いずれも上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(原審・控訴審：知財高裁判決令和4年7月20日、平成30年(ネ)第10077号、請求一部認容)

(第1審：東京地裁判決平成30年9月19日、平成28年(ワ)第38565号、請求棄却)

特許法第2条第3項第1号等条文

(定義)

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

(プログラム等の加入改正：平14法律24、輸出の加入：平18法律55)

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

(本項追加：平14法律24)

特許法第101条条文

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

(以下略)

批評・展開

1. 最高裁判決の画期的な意義

発明について「実施」の行為に関して、プログラムを物として規定した我が国の特許法第2条第3項第1号の規定（平成14年改正）は、比較法的に見ても国際的にまれな例であり、情報電子化時代、AI時代を先取りしたものと評価される。その意味で、特許法第2条第3項第1号該当性に関する最高裁判決は、画期的な意義がある。

2. 判決の物理学的意義

判決では、国外からの配信に関し、「本件配信は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程とし

て行われ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はない」と判示している。

物理学的に見れば、コンピュータプログラムの送信及び実行は電気信号を媒介として「我が国所在の端末において」情報処理の過程として行われるものであり、「本件プログラム発明の効果を奏させるようにする」ことは、物理的過程であると解されるものである。即ち、プログラムを物に含まれると規定する特許法第2条第3項第1号の定義に従えば、特許対象たるプログラムを国内の端末で電気通信回線を通じて提供し受信させて使用させる行為は、サーバの所在が国内かどうかを論ずるまでもなく、日本国内における物（プログラム）の提供に該当し、『その物の生産、使用、譲渡等（そのものがプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）』と規定する特許法第2条第3項第1号に該当するとの判断がされている、と解することができると思料する。

3. 属地主義の適用範囲外の明示

以上の通り、特許法第2条第3項第1号の定義に該当する以上、送信元のサーバが日本国外に存在するという事情をもって属地主義の適用の抗弁が主張されても、本件において、属地主義の適用は、当然否定されることになると解される。

4. 特許法第2条第3項第1号の定義の物理学的解釈

プログラムの定義は、特許法第2条第4項に、「電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。」と機能的に規定されているが、これをさらに詳しく物理学的に考察すると、プログラムは、電子（ないし光子）の物理的状態を規定するものであり、即ち「物」（物質）の運動状態ないし存在状態を規定するものと解することができる。従って、特許法第2条第3項第1号の規定は、単に「プログラム」を法的に「物」とみなすことを擬制的に規定したものではなく、その物理的実体を客観的に法律的表現をもって規定したものと解することができる。

5. 判決の物理学的観点からの展開

その様に解すると、仮に、ある特許に抵触するプログラムに関し、出所（発信元あるいはその所在）不明のプログラム送信があった場合、それを違法として差止めようとする場合、国内において、当該プログラムが提供（受信）されていることを立証すれば、理論的には、特許権侵害は成立可能と解される。差止請求を、誰に対して行うかは、さらに個別に検討を要するが、一般的には、インターネット事業のプロバイダに請求することが考えられよう。プロバイダの果たすべき義務に関する法規定及び判決執行の技術的・組織的手段の法的整備が求められる。

現在の技術水準においては、インターネット上における特定のプログラムの検出・差止は、困難が予想されるが、AI技術の発展により、全部ではなくとも当該プログラムの先頭部分（更に主要部分）を捕捉できれば、実質的に当該プログラムの差止には、役立つのではないか。この点に関する今後の技術及び対応する法制度・運用の展開が期待される。

6. 判決の著作権への展開

特許法第2条第3項第1号におけるプログラムの定義を、以上の通り、その物理学的解釈に従って、プログラムの本来の物理的性質に由来するものと解すると、同様の解釈は、著作権法に規定されるプログラムについても妥当するはずではないか、と思料する。

著作権法第113条は侵害とみなす行為を列挙して規定している。概説すると以下のとおりである。

第1項（略）

第2項 送信元識別符号等の情報の提供により、侵害著作物等の他人による利用を容易にする行為であつて、第1号に掲げるウェブサイト等（「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」）において又は第2号に掲げるプログラム（「侵害著作物等利用容易化プログラム」）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権（以下本稿において「著作権等」という）を侵害する行為とみなす。

第1号 次に掲げるウェブサイト等（イ、口略、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等）

第2号 次に掲げるプログラム

イ（略）公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム

ロ イに掲げるもののほか、（中略）侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

第3項（中略）当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

即ち、同条第2項の「侵害著作物等」をインターネット（電気通信回線）を介して提供する行為は、特許法第2条第3項第1号に規定するインターネット（電気通信回線）を介してプログラムを提供する行為と実質的に同じである。ここで、著作権法においても、プログラムは、特許法第2条第3項第1号のごとく「物」として観念されることにより、その訴訟上での扱いが実体化されかつ容易になると解される。更に、アニメなどの違法著作物（侵害著作物等）に公衆を誘導するプログラムは、著作権法第113条第2項第2号の「プログラム」に該当する、と解される。

本件判決が、さらに、類似したケースともいえる違法アニメ等の取締の司法的強化のきっかけをなすことが期待される。電子情報としてのアニメは、電子化されて送信される以上、その限りで特許法第2条第3項第1号に規定する如く、違法アニメ（侵害著作物）をインターネット（電気通信回線）を介して提供し視聴させる行為は、著作権等を侵害するものと、考えることができる。インターネットを介して提供される侵害著作物等は、その送信元の特定が困難である場合が多いが、侵害著作物等の提供自体或いはそれへの誘導は、捕捉可能である。侵害著作物等の提供又はそれへの誘導の立証により、直ちにプロバイダ（ないし汎用的なウェブサイト＝プラットフォーム）に差止を請求することができるような、法制度の整備が望まれる。これには、プロバイダの果たすべき義務についての立法措置も必要である。

7. インターネット上の虚偽情報の差止への展開

なお、近年問題視される SNS における虚偽情報の拡散に対しても、同旨の観点から、対応策をとることが期待される。さらに様々な展開が考えられるが、本件判決は、そのような展開の契機を与えるものである、と解される。

8. サイバー安全基本システム（仮称）の構築

サイバー安全基本法（仮称）を策定し、インターネット空間（サイバー空間）における安全保障の総括的対策に当たるため、サイバー安全基本システム（仮称）の構築が望まれる。インターネット上を流れるすべての情報を対象とし、必要に応じ、有害な情報は遮断可能とすることが望まれる。災害や戦乱の緊急事態の場合にはこのような特別の措置を取りうるシステムの構築が、望まれる。平時には、少なくとも、知的財産権を侵害する情報は、夫々の管轄裁判所の判決又は決定に基づき、サイバー安全システムを介して強制執行可能とすることが望まれる。今や、サイバー安全保障は、避けて過ごすことのできない喫緊の課題である。

<判決2>

令和5年（受）第2028号 特許権侵害差止等請求事件

令和7年3月3日 第二小法廷判決

特許第6526304号 「コメント配信システム」（被上告人）請求項1、2

判決概要

主文：上告を棄却（裁判官全員一致の意見）

請求項1、2：コメント配信システム

電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシ

システムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

理由（括弧内見出し語は加筆）

1（争点）

本件は、被上告人が、上告人に対し、上告人の行為が被上告人の有する特許権を侵害すると主張し、上告人の行為の差止め及び損害賠償等を求める事案であり、我が国の領域外から領域内にインターネットを通じてファイルを送信することなどにより、我が国の領域外に所在するサーバと領域内に所在する端末とを含むシステムを構築する上告人の行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たり、我が国の特許権を侵害するかが問題となっている。

2（事実関係）

原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1)（特許権）被上告人は、発明の名称を「コメント配信システム」とする特許（特許第6526304号）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有しており、当該特許の特許請求の範囲における請求項1及び2に記載された各発明（以下「本件各発明」という。）は、システムの発明である。

本件各発明は、動画及び動画に対してユーザが書き込んだコメントを表示する端末装置と当該端末装置に当該動画や当該コメントに係る情報を送信するサーバとをネットワークを介して接続したシステムに関するものであって、動画上に表示されるコメント同士が重ならないように調整するなどの処理を行うものであり、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という効果を奏する。

(2)（米国からのサービス提供）上告人は、米国ネバダ州法に基づいて設立された法人であり、インターネットを利用した動画配信サイトの運営等を業としている。

上告人は、我が国に在住するユーザに向けて、インターネットを通じ、複数の動画共有サービス（以下「本件各サービス」という。）を提供している（なお、一部のサービスに係る事業は、令和2年9月、第三者に譲渡されたが、論旨に係る事情ではない。）。本件各サービスは、動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントが表示されるものである。

(3)（ファイル配信について）上告人は、本件各サービスを提供するため、米国内で、ウェブサーバ、コメント配信用サーバ及び動画配信用サーバを設置管理しているところ（ただし、一部のサービスに係る動画配信用サーバは、第三者が設置管理するものであり、我が国に所在する場合と所在しない場合があり得る。）、そのうちのウェブサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末に対し、HTMLファイル及びプログラムを格納したファイル（JavaScriptファイルなど）を配信している（以下、この配信を「本件配信」という。）。

本件配信は、ユーザが、我が国所在の端末を使用し、本件各サービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ（以下「本件各ページ」という。）にアクセスすると、前記プログラムを格納したファイル等を米国所在の前記ウェブサーバから送信し、当該端末にダウンロードさせるものである。

本件配信がされると、前記端末は、前記ファイルの記述に基づき自動的に（ただし、動画再生ボタンの押下を要する場合がある。）、インターネットを介して接続された前記動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバにそれぞれ動画及びコメントに係るデータファイルを要求し、これらのファイルを受信してコメント同士が重ならないように調整した上、動画にコメントを重ねて前記端末上で表示するなどの処理を行うことになり、前記端末と前記動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバとを含む本件各発明の技術的範囲に属するシステム（以下「本

件システム」という。)が構築される。

3 (上告人の主張)

所論は、上告人は我が国の領域外で本件配信をする行為をしているにすぎず、また、本件システムの一部は我が国の領域外にあることからすると、本件配信が、本件システムを構築するものであるとしても、特許権についての属地主義の原則に照らし、我が国の特許権の効力が及ぶ行為に当たらないというべきであるのに、本件配信により本件システムを構築する行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとした原審の判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

4 (当審の判断)

(属地主義の先判例について)

我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが(最高裁平成12年(受)第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照)、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

(2) (本件配信について)

本件配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、本件配信の結果として構築される本件システムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、本件システムを構築するための行為及び本件システムを全体としてみると、本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信による本件システムの構築は、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるといえるべきである。

5 (まとめ)

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(原審・控訴審：知財高裁判決令和5年5月26日、令和4年（ネ）第10046号、請求一部認容)

(第1審：東京地裁判決令和4年3月24日、令和1年（ワ）第25152号、請求棄却)

批評・展開

属地主義との関係について

判決2は、属地主義の先判例に関連して、「システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はない」とし、本件配信について、「本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はない」、と判示している。

判決1との関係

判決1は、「端末に本件各プログラムをインストールさせ、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置を我が国の領域内において生産している。そして、本件各プログラムは、当該装置の「生産にのみ用いる物」(特許法101条1号)に当たる。」と判示しており、判決2は、判決1と同旨である。また、両判決は、同じ最高裁第二小法廷、同じ裁判官による同日付け全員一致の判決である。

論旨は基本的に妥当と思われる。今後、外国からの、インターネット経由での違法配信に対する日本特許の及ぶ範囲について、画期的な、時機に即した判決であると解される。

判決1は、請求項1、2、5、6：表示装置、請求項9、10：プログラムに関するものであり、判決2は、請求項1、2：コメント配信システムに関するものである。

国外のサーバを含むシステム

サーバが国外に存在するという理由のみでは、インターネットを利用したシステムに関する日本特許の権利範囲を逃れることは、困難になるであろう。

また、既存の特許でも、サーバを含むシステムの特許において権利行使が可能になる事例は、多数存在すると解される。ゲームや動画サービスの発明にとどまらず、ビジネスモデルを含め、コンピュータ関連発明全般の特許に関わる判決であり、今後の展開が期待される。

なお、新たに出願する場合、今回の判決1、2で認容された請求項の発明対象の類型をそれぞれ明確にして、出願することが、権利行使の容易化のため望まれる。

以上

(原稿受領 2026.1.20)